

令和 4 年 9 月

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 4 年 9 月 2 6 日（月）午後 2 時 3 3 分

場所：本庁舎 5 階 5－1 会議室・5－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和４年９月２６日（月）、本庁舎５階 ５－１会議室・５－２会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	井 上 哲 夫	１ ５ 番	落 合 喜 治
２ 番	三 上 健 一	１ ７ 番	吉 川 誠
３ 番	井 出 茂 康	１ ８ 番	櫻 井 一 雄
４ 番	齋 藤 義 治	１ ９ 番	宮 治 時 男
５ 番	小 林 正 幸	２ ０ 番	佐 川 俊 夫
６ 番	飯 田 芳 一	２ ２ 番	澤 野 孝 行
７ 番	上 田 洋 子	２ ３ 番	平 川 勝 昌
８ 番	加 藤 義 一	２ ４ 番	神 崎 享 子
９ 番	田 代 恵美子	２ ５ 番	福 岡 則 夫
１ ０ 番	吉 原 豊		
１ １ 番	山 口 貞 雄		
１ ２ 番	加 藤 登		
１ ４ 番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

１ ３ 番	西 山 弘 行	１ ６ 番	北 村 利 夫
２ １ 番	佐 藤 智 哉		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	村 山 勝 彦	主幹	草 柳 真 治	上級主査	大 西 裕 輝
事務職員	松下 翔太郎				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | | | |
|-----|---|-----|-----|--|
| 日程第 | 1 | 報告第 | 40号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 2 | 議案第 | 41号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 3 | 議案第 | 42号 | 農地造成工事届出について |
| 日程第 | 4 | 議案第 | 43号 | 非農地証明願について |
| 日程第 | 5 | 議案第 | 44号 | 相続税の納税猶予関する適格者証明願について |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 45号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について |
| 日程第 | 7 | 議案第 | 46号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 | 8 | 議案第 | 47号 | 非農地判断について |
| 日程第 | 9 | 報告第 | 12号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて |

開会 午後２時３３分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数２５名、出席者数２２名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このところ、毎週台風が来て、大変な雨が降ったり風が吹いたりということで、秋野菜など何かと心配があらうかと思えます。農業というのは、自然を相手にする職業でございますので、なかなか厳しいところもございますが、いろいろお骨折りをいただいていると思います。

後ほどお話があらうかと思えますけれども、来月、農地パトロールを予定しております。地区協等で説明があったと思いますが、委員の皆様方をお願いをするわけですが、この農地パトロールですとか総会に関して、農業会議ではタブレット化、タブレットを使ったいろいろなことを検討しているのですが、ほとんど進んでおりません。

多分、また国から指摘をされて、予算を削減されるのではないかと非常に心配をしていますけれども、今年度は二宮町が、このタブレットを使った農地パトロールを行ったそうでございます。これも、具体的になかなか進んでいかないのが現状でございます。

いろいろなことでデジタル化というか、そういうことが進んでおりまして、先日も新聞を見ておりましたら、１１０番通報について、今までは通報をする、通報だけをしていましたが、その通報をすると警察から通報者にショートメールが届いて、そこで通報者は自分のスマホ等で現場の写真を送信するということでした。１１０番の通報は、最近は携帯からの通報が多いそうなので、その通報だけではなくて現場の写真を警察へ送ることで、そこへ派遣される警察官

も、その映像を見ながら、問題解決が少しでも早くなるようなことをやっているそうでございます。

そのほかにも、金融機関などは、窓口業務というものがだんだんなくなりましてＡＴＭも、このところ数が減っておりまして、ほとんどネットバンキングというようなことが進んでおります。

これから先、乗りおくれないようにしていけないなというのは、最近感じたことでございます。

この現状に乗りおくれないように、農業会議でも農地ナビですとか農地パトロールですとか、そういうところにおいて電子化のことをいろいろ考えているようですが、なかなか進まないのが現状のようでございます。

そういうわけで、これからどのように予算を使っていくのかということも、大変心配になるところでございます。

それでは、９月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

事務局（村山勝彦事務局長）　ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第５条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（草柳真治主幹）　いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員）　はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、５番の小林正幸委員と６番の飯田芳一委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第１、議案第４０号「農地法第３条の規定による許可申請について」を

上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号１。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、４人。所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、西俣野。地目、いずれも田。地積、合計２，０１８㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号２。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、４人。所有面積、耕作面積、記載のとおり。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、高倉。地目、いずれも田現況畑。地積、合計１，８７７㎡。権利の種類、所有権（売買による移転）。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

事務局からは、以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

６番、飯田委員。

６番（飯田芳一委員） 資料は、１ページをお開きください。

本件の申請地は、境川にかかる「東西橋」から西に約１００ｍの農地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、西俣野・亀井野に農地を所有し、水稻や露地野菜などの生産により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、水稻を生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第３条第２項各号には該当しないた

以上です。

22番、澤野委員。

本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「高鎌橋」交差点より北東に約50mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、下土棚に農地を所有し、営農をしております。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのこと
とです。

申請地につきましては、栗・ブルーベリーを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

1つだけ、この道路との間の土地は、これは何が残っているんですか。これは、私有地ですか。

事務局（大西裕輝上級主査）　ここも含めて道路になります。

3 番（井出茂康委員） 売買はしてあるけれども、まだ道路になっていないという感じですか。

事務局（大西裕輝上級主査） 現況道路になっています。歩道です。

議長（齋藤義治委員） 隣は引っ込んではいないですね。

事務局（大西裕輝上級主査） 南側の道は、公図上真っすぐに見えますが、実態はカ

ーブになっています。

議長（齋藤義治委員） 公図と大分違うんですね。

事務局（大西裕輝上級主査） そうですね。公図と、ちょっと形が変わっています。

当該地から歩道が広く確保されている形になっております。

3 番（井出茂康委員） でも、その隣は出っ張っているんだよね、この公図で見ても。

左側の図面で見ると、ペコンと出っ張っているけれども、公図は真っ平らですよ、これは。

議長（齋藤義治委員） 現況と大分違うんですね。

3 番（井出茂康委員） 多分現況と大分違いますね。そんな凸凹になっていないような気がするんだけど。

事務局（草柳真治主幹） 現況も、公図のようにカクンと出っ張っているわけではないのですが、なだらかに出っ張っていて、歩道は多少狭くなっている状況です。

議長（齋藤義治委員） 何か意見ございませんか。

農地法 3 条は、この農業委員会で許可を出しているわけです。それで、例えば今回のこれもそうですけれども、買ってくれる人がきちっとやってもらわないと、将来的には荒廃農地になる可能性があるのですが、その辺は、この方は大丈夫ですか。

10 番（吉原 豊委員） 大丈夫ですよ、農業をやっているから。

議長（齋藤義治委員） 大丈夫ですか。やっていますか。

この方は不動産屋ですよ。

10 番（吉原 豊委員） 不動産屋だけれども、おやじさんが、ついこの間までちゃんと農業をやっていて、お嬢さんが引き継いでいるんですが、おやじさんが亡くなったから、お嬢さんがやるよということです。

この前、見に行ったら、ちゃんと草なども刈ってありましたよ。

議長（齋藤義治委員） わかりました。

1 番（井上哲夫委員） さっきの話は栗、梅でしたかね。

10 番（吉原 豊委員） 栗です。

1 番（井上哲夫委員） さっきブルーベリーも言っていたけれども……。

名、同左人。当該農地、地番、亀井野の農地、合計7筆。地目、いずれも畑。地積が合計6,628㎡。内容、所有権移転。特別養護老人ホーム。農用地区域除外地、1筆が昭59年4月20日、残り全て平成2年3月31日。農地種別、第3種農地。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地は、「女坂スポーツ広場」から南に約200mの土地になります。

申請地の農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、「第2種農地」と判断いたしました。

譲受人は、土木工事業等を営んでおり、現在、借りている資材置場及び駐車場の立ち退きが必要となり、代替地を探していたところ、規模的に都合がよく、事務所からのアクセスもよいため、申請地が適地であると判断したとのことでした。

事業予定地は、申請地の北側の現況雑種地2筆も含める計画であり、北側が市道及び宅地、東側が市道、西側が山林、南側が農地になります。

北側に6m幅の出入口を設けて、それ以外の境界に地上高約40cmの土留鋼板及び1～1.5mのL型擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は碎石敷きにして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協において、譲受人の代理人と面談し、隣接する宅地や道路に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

議案第４１号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４１号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります

日程第３、議案第４２号「農地造成工事届出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号１。届出人、住所氏名、記載のとおり。耕作者、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、稻荷。地目、田。地積、 991 m^2 。内容、田から畑へ変更。工事期間、通知日から令和４年１１月３０日まで。工事施工者、住所氏名、記載のとおり。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１１番、山口委員。

１１番（山口貞雄委員） 資料は１２ページをお開きください。

本件の申請地は、「老人福祉センターやすらぎ荘」から南に約１００ｍの土地になります。

申請地は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行っている農地であり、水はけが悪く、利用困難なことから、土地所有者に同意を得た上で、耕作者により田を畑にかえる造成を行うものです。

東側と西側が農地、北側が水路、南側が道路になっております。

西側は、隣接土地所有者から要望があったため、新設でＵ字溝を設置し、５０ｃｍの離隔をとり、３０度未満で法面処理し、北側と東側は境界から５０ｃｍの離隔をとり、３０度未満で法面処理し、南側は勾配が３０度未満となるように道路とすりつけて、平均６２ｃｍ盛土します。

搬入土量は、約 5 2 0 立方メートルで、1 日当たり 4 トン車で延べ 4 0 台、土の採取場所は、海老名市の造成工事現場です。

なお、造成工事後は、ジャガイモ、枝豆、ニンジン、ホウレンソウの栽培を行う計画となっております。

以上であります。

議案第４２号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４２号について、承認することに決定をいたします。

日程第４、議案第４３号「非農地証明願について」を上程いたします。

大西上級主査。

地区、御所見・遠藤。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、

地番、宮原。地目、畑。地積、358㎡。内容、平成7年頃から農業用倉庫の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成8年航空写真。現地確認日、令和4年9月13日。

続きまして、地区、藤嶋・村岡・明治。番号2。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、大庭。地目、畑。地積、164㎡。内容、平成16年頃から住宅の庭及び駐車場の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成19年航空写真。現地確認日、令和4年9月13日。

事務局からは、以上となります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

17番、吉川委員。

17番（吉川 誠委員） 非農地証明について御説明申し上げます。

資料は16ページをお開きください。

本件の申請地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「宮原」交差点から南西に約300mの土地になります。

申請者は、宮原の土地を、平成7年頃から農業用倉庫の敷地として利用し、現在に至るとのことです。

農地の区分は、一団の農地が10ヘクタール以上広がっているため、「第1種農地」と判断いたしました。

第1種農地のため、原則非農地証明に該当しませんが、農業用倉庫の敷地であるため、例外的に非農地を証明できるものとなります。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、9月13日に、地区委員の私、吉川と、事務局職員で現地を確認し、申請どおり農業用倉庫の敷地であることを確認しております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

地区、六会・長後。番号1。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、亀井野。地目、いずれも畑。地積、合計3,834㎡。区域区分、いずれも生産緑地。相続開始年月日、令和4年1月24日。経営面積、3,834㎡。現地確認日、令和4年9月13日。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

23番、平川委員。

23番（平川勝昌委員） 本件につきましては、令和4年9月13日に、事務局職員及び私、平川で現地確認を行いました。

現地の状況といたしましては、一部で作付け準備中、その他は、オクラ、ナス等を栽培中であり、適正に肥培管理されておりました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４４号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４４号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 6、議案第 45 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の
申し出について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第 6、議案第 4 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号1は、用田で62aを耕作する方の更新借受分です。

番号2から番号6は、瀬郷を中心に473aを耕作する認定農業者である方から、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は 18 ページをお開きください。

当該地については、獺郷公民館前の交差点から北に約 1 0 0 m の農地が 5 筆になります。

当該地では、植木の栽培を行う予定となっております。

番号7は、西俣野を中心に189aを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４５号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４５号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 7、議案第 46 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） それでは、日程第7、議案第46号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」、説明をさせていただきます。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号1は、7月12日開催の藤沢市青年等就農計画認定審査会で認定され、藤沢市において新たに農業を開始する方で、資料は20ページからとなります。

当該地では、水稻を栽培し経営していくとのことです。

藤鵠・村岡・明治の地区協議会におきまして、本人と面談をし、就農計画等について確認をしております。

なお、中間管理事業を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

先ほど、藤鵠・村岡・明治の地区協に来ていただきましたけれども、この方は、農福連携ということで、農地を利用しながら、そういう事業を進めていくことをお話しになっておりました。

大庭の田んぼも、あちこちで大分荒廃が進んでおりますので、その中の一つでもきれいになればと思いますが、お話の中では、事業としてはなかなか厳しいところがあるということは話しておられました。

全部手で植えて、手で刈って、それで、ちょっと機械を借りて脱穀をするようでございます。約2反をやるそうです。

10番（吉原 豊委員） 大変だよ。

議長（齋藤義治委員） はい。

ほかにいかがでしょうか。

議長（齋藤義治委員） そのほかにないようでございますので、採決をいたします。

議案第４６号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４６号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、議案第47号「非農地判断について」を上程いたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

大西上級主査。

事務局（大西裕輝上級主査） それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。当該農地、地番、立石三丁目。地目、畑。
地積、1, 365 m²。所有者、住所氏名、記載のとおり。

資料は23ページをお開きください。

農地パトロール等で調査をした結果、森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地については、非農地判断をし、農地台帳から除外することとされています。

今回、非農地判断をする土地につきましては、国道467号線にある「立石二丁目」交差点から北東に約250mの土地になります。

令和３年度農地パトロールの調査で、「再生利用が困難な農地」として判断されました。

当該地につきましては、資料の写真にありますように、様々な樹木が群生しており、隣接した山林と一体化している状況より、非農地として判断するものです。

なお、今回承認をいただいた際には、後日、所有者等に農地台帳から除外す

以上です。

何か意見はございませんか。

事務局（草柳真治主幹）　そうですね、2回目です。

非農地証明というのはよく出るのですが、非農地判断というのは、皆様方の農地パトロール等で、これは、もうとても元の畑には戻らないだろうということ、ところを行政が判断して、非農地ということで地権者にお知らせをするというのが、一つの流れとなっておりますが、何か意見はございませんか。

議案第４７号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４７号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 9、報告第 12 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

松下事務職員。

事務局（松下翔太郎事務職員） 本件につきましては、まず 11 ページが「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が2件となっております。

続きまして、１２ページから１３ページまでが「農地法第４条第１項第８号の規定による転用届出」でございます。

簡単ではございますが、農地パトロールについては、以上でございます。

続きまして、「最適化活動の実施状況票の作成」ということで、こちらにつきましても地区協で説明をさせていただきましたが、先月、農業委員会の活動目標等を設定させていただきましたけれども、今度、各委員さんの目標設定をして、活動実績を報告していただく必要が出てきましたので、4月から9月までの実績について、様式に基づきまして提出をよろしくお願いいたします。

この2点について、何か御質問等ございますでしょうか。――両方とも、もし細かいところで不明な点がありましたら、事務局まで御連絡をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、来月の地区協・総会の通知を、また配らせていただきましたけれども、来月の総会につきましては、先月と同様に、またFプレイスで行いますので、お間違えのないよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日配付させていただきましたカラー刷りのチラシで、「2022年度認定農業者と経営改善セミナー」ということで、こちらは神奈川県農業会議から情報提供がありました。参考までに配付をさせていただきましたので、御興味のある方がいらっしゃいましたら、直接農業会議にお申し込みいただいて御参加をお願いいたします。

それと、最後に、これも今回配付させていただきました「令和4年度第1回就農状況報告会兼中間評価会開催要領」とありますが、こちらは、新規就農者の方の「サポート巡回」と言われているものですが、担当地区の委員さんには、前もって御予定をお願いしていたと思いますが、そちらの開催要領になります。

それで、担当地区の委員さん以外でも、こちらの会議をちょっと見てみたいとか、参加してみたいという委員さんがいらっしゃいましたら、できでしたら今月中に、事務局まで御連絡をいただければと思います。

その際に、この日で参加したいとかいうことをお申し出いただければ、事務局で調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それと、担当地区の委員さんになられた加藤義一委員と三上委員、漆原委員、

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）